

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他()		
見直し項目名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の縮減		
見直し内容(概要)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合に係る譲渡所得の1500万円特別控除について、適用対象事業から一団の住宅建設事業を除外する。		
関係条文	租税特別措置法第34条の2第2項第3号ハ、租税特別措置法第65条の4第1項第3号ハ		
増収見込額	+4.2 (-) (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	一団の住宅建設に関する事業に係る課税の特例については、過去5年間における適用実績が僅少であり、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれず、現状では本特例措置が政策実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難いことから、廃止する。		
	ページ	1-1	